

# 定額自動送金利用規定

## 1. (振込指定項目の届出)

定額自動送金のお取扱いにあたっては、あらかじめ振込開始年月、振込終了年月、振込日、振込金額、受取人等をご指定のうえ、当金庫所定の定額自動送金利用申込書（以下、申込書といいます）により当金庫にお届けください。当金庫は、指定された振込日に指定金額を引落指定預金口座から引落しのうえ、受取人へ振込いたします。この場合、預金引落し通知または領収証等の送付は省略させていただきます。

## 2. (手数料)

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の手数料（振込手数料と基本手数料）をいただきます。基本手数料は月額支払で指定された振込日と同日に引落指定口座から当金庫所定の方法により引落しいたします。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭等に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

## 3. (振込日)

振込日が休日の場合は、当金庫所定の申込書表記のご選択に従い、処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がなかった場合は、その月末をもって振込日とします。

## 4. (振込の開始と終了)

振込の開始は、お申込日の翌営業日以降、最初に到来する指定された振込日に行います。また、振込周期（振込月といいます）は振込日を基準として計算いたします。

振込の終了は、お申込日より最長6年間とし振込終了年月はその期間内とします。

振込終了年月後に引き続き定額自動送金のご利用を行う場合には、新たに当金庫所定の申込書を当金庫にお届けください。

## 5. (振込金額)

振込金額は毎月一定額といたします。ただし、通常振込金額を変更したい振込月または年月がある場合（異例月といいます）は、当金庫所定の申込書によりあらかじめお届けください。

## 6. (指定預金口座からの引落し)

- (1) ご指定預金口座からの引落しについては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。
- (2) ご指定預金口座の残高が振込日の前営業日において、振込金額と手数料（振込手数料および基本手数料）の合計額に満たない時は特に通知をせずに、その月の振込は取り止めいたします。  
なお、振込日に指定預金口座の残高が、この依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちのどれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (3) 通信機器、回線の障害などのやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても、当金庫はその責を負いません。

## 7. (休止月、休止期間)

前記5の異例月にかかわらず振込を休止する月または振込を休止する期間がある場合は、当金庫所定の申込書によりあらかじめお届けください。

## 8. (振込の取消)

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により、受取人の口座に入金できなかった場合は、その振込金をご指定預金口座へご返却いたします。ただし、手数料（振込手数料および基本手数料）についてはご返却いたしません。

## 9. (金融機関名の読み替え等)

このお取扱いにあたっては、当金庫所定の申込書に記入された振込金融機関が合併や統廃合によって、金融機関名の変更や支店名が変更となった場合は、新しい金融機関名や支店名に自動的に読み替えます。ただし、口座番号等が変更になった場合は、改めて当金庫所定の申込書を当金庫にお届けください。

## 10. (振込の取り止め、変更など)

振込を取り止める場合は、当金庫所定の書面によりお届けください。また、振込の内容等を変更する場合にも、当金庫所定の書面により新たに変更した内容の取扱をお届けください。なお、お届け前の振込については当金庫はその責を負いません。

## 11. (解約)

- (1) この契約は、振込終了年月をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

## 12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上